



山梨労働局発表
平成30年12月20日

年末年始無災害運動における建設業一斉監督の実施結果について

～ 141作業現場に対して監督指導を実施、現場の4割弱に違反認められる～

山梨労働局(局長 木幡繁嗣)では、年末年始無災害運動の一環として、平成30年12月3日から12月14日までの間、局内の3労働基準監督署(*1)において建設工事現場に対する集中的な監督指導を実施しました。結果は下記のとおりです(詳細は別紙参照)。

建設工事現場における労働安全衛生法違反については、死亡災害等重篤な労働災害の発生につながる危険性が高く、また、平成30年に発生した死亡災害6件(12月17日現在)のうち、建設現場において発生したものが2件を占めていることから、引き続き、建設工事現場に対する監督指導等を実施し、労働災害防止対策の徹底を図っていくこととします。

1 監督指導実施現場数

建設工事現場数 141現場(昨年度は137現場)。

うち、労働安全衛生法違反が認められた現場数 54現場 違反率38.3%
(昨年度は40現場 違反率29.2%)

2 違反現場に対する措置

法違反が認められたすべての現場に是正勧告(*2)を行ったほか、死亡災害等の重篤な労働災害につながる危険性の高い違反が認められた4現場に対しては、当該違反が是正されるまでの間、立入禁止命令等の行政処分を行った。

3 主な違反内容

元請事業者が関係請負人を適切に指導していない	23現場
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置が未措置	10現場
安全に作業するための作業床や足場が適切に設置されていない	9現場
作業床の端や開口部に手すり等が設けられていない	8現場

4 法違反の是正状況

法違反の是正が確認された現場 42現場(12月17日現在)

(立入禁止等の行政処分について 4現場全てで命令解除)

なお法違反が未是正の現場については、速やかに是正されるよう引き続き事業場を指導中。

*1 管内3労働基準監督署とは、甲府、都留、鯉沢の3労働基準監督署である。

*2 労働基準監督官が労働関係法令違反を認めた場合、期日を定めて違反の是正を求める文書(是正勧告書)を交付し、報告書の提出や再監督を行うことにより、その是正を確認することとしている。

法違反の概要		
主な法違反事項		主な法違反の概要
事 項	現場数	
元方事業者の関係請負人に対する指導違反	23 (16.3%)	元方事業者(元請)は、関係請負人(下請)等が法令に違反しないように、必要な指導を行わなければならないが、これを怠っていたこと。
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置を講じていない	10 (7.1%)	車両系建設機械の運転位置から離れる場合は、バケット等の作業装置を地上に下ろし、エンジンを止める等逸走を防止する措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。
高さ2 m以上の箇所における作業において、適切な作業床等を設けていない	9 (6.4%)	高さ2 m以上の箇所で作業を行なう場合は、作業床を設ける等により安全に作業が行える措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。
高さ2 m以上の作業床の端や開口部に、墜落防止措置を講じていない	8 (5.7%)	高さ2 m以上の作業床の端や開口部には、囲いや手すり等を設け、墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。

立ち入り禁止等の行政処分の概要		
主な法違反事項		処分の内容
事 項	現場数	
高さ2 m以上の作業床の端や開口部に、墜落防止措置を講じていない	3 (2.1%)	立入禁止命令
高さ2 m以上の箇所における作業において、適切な作業床等を設けていない	1 (0.7%)	変更措置命令

注：現場数欄の()内の数値は、監督指導実施現場数に対する比率。